

2025年8月 教育研修約款改訂内容

■新旧一覧

No.	旧（改訂前）	新（改訂後）
1	<p>第1条（適用の範囲）</p> <p>ANA ビジネスソリューション株式会社 教育研修約款（以下「本約款」といいます）は、ANA ビジネスソリューション株式会社（以下「甲」といいます）が各種研修プログラム（以下「研修プログラム」といいます）を利用者（以下「乙」といいます）に対して提供するにあたり、甲乙間で締結されるすべての研修プログラム利用の契約（以下「個別契約」といいます）に適用されるものとし、乙は、個別契約を締結し、研修プログラムを利用する場合は、本約款に同意したものとします。</p>	<p>第1条（適用の範囲）</p> <p>ANA ビジネスソリューション株式会社 教育研修約款（以下「本約款」といいます）は、ANA ビジネスソリューション株式会社（以下「甲」といいます）が各種研修プログラム（以下「研修プログラム」といいます）を利用者 <u>または契約者</u>（以下「乙」といいます）に対して提供するにあたり、甲乙間で締結されるすべての研修プログラム利用の契約（以下「個別契約」といいます）に適用されるものとし <u>ます</u>。乙は、個別契約を締結し、研修プログラムを利用する場合は、本約款 <u>の全文を読んだうえで同意したものとします</u>。</p>
2	<p>第2条（個別契約の申し込みと成立）</p> <p>乙が甲に対して所定の申込様式（書類または電子申込システム）に必要事項を記載のうえ提出・送信し、甲が当該申し込みを受け、受諾連絡を行った時点で個別契約が成立するものとします。</p> <p>なお、個人情報等（第17条に定義）のご登録・ご提出は任意となりますが、必要事項にご記入・ご入力頂けない場合は、申し込みを受け付けられない場合があります</p>	<p>第2条（個別契約の申し込みと成立）</p> <p>乙が甲に対して所定の申込様式（書類または電子申込システム）に必要事項を記載のうえ提出・送信し、甲が当該申し込みを受け、受諾連絡を行った時点で個別契約が成立するものとします。</p> <p>なお、個人情報等（<u>第18条</u>に定義）のご登録・ご提出は任意となりますが、必要事項にご記入・ご入力頂けない場合は、申し込みを受け付けられない場合があります。</p>
3	<p>新設</p>	<p>第8条 <u>（禁止事項）</u></p> <p>乙は、故意または過失の有無にかかわらず、自らまたは第三者を利用し、次に定める行為を行ってはならないものとします。</p> <p><u>（1）第4条に定める研修プログラムを第三者に利用、または出席、参加させる行為。但し、甲が事前に認めた場合を除く。</u></p> <p><u>（2）甲が提供する研修プログラムの各資料（テキストや補足資料、使用ツールなど）の全部または一部を複製、編集、出版、頒布、貸与、翻訳、転載、録音、録画、放送、公衆送信、許諾、再販する行為。</u></p> <p><u>（3）甲のウェブサイトや利用者の専用ページ、本約款の第4条3号、および4号で使用するウェブシステムなどのログインIDや受諾用ID、パスワード、またはURLなどを乙以外の第三者へ共有し、研修プログラムを利用させる行為、または有害なコンピューターウイルスや悪意のあるソフトウェアなどを含む情報をアップロード、インストールなどを行う行為。</u></p> <p><u>（4）甲が提供する動画、オンライン研修画面、e-Learning教材における、各種コンテンツの画面コピー（キャプチャー行為）や利用許諾以外によるダウンロード行為。</u></p> <p><u>（5）甲のスタッフや講師、または他の利用者若しくは第三者に対する財産的若しくは人格的な権利の侵害、差別的言辞、または各種ハラスメントなどの行為。</u></p> <p><u>（6）乙が、甲のスタッフや講師、または他の利用者若しくは第三者に対するわいせつ行為、ストーカー行為、公然わいせつなどの行為。</u></p> <p><u>（7）研修プログラムの実施会場内や甲指定の場所における政治的、宗教的または商業的行為、および飲酒、喫煙行為。</u></p> <p><u>（8）虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用い、甲または他の利用者を貶め、その信用を毀損させる行為。</u></p> <p><u>（9）甲のスタッフや講師の業務の遂行を妨げる言動、または指示に従わない行為。</u></p> <p><u>（10）法令違反、公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、または犯罪行為若しくはこれを助長する行為またはそのおそれがある行為。</u></p> <p><u>（11）甲が定める規定、規律に違反し、または秩序を乱し、甲が不適当と判断する行為。</u></p> <p><u>（12）その他前各号に準ずる行為。</u></p>

No.	旧 (改訂前)	新 (改訂後)
4	<p>第 8 条 (甲による解除)</p> <p>乙に次に定める事由が生じた場合、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに個別契約を解除できるものといたします。</p> <p>(1) 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき</p> <p>(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき</p> <p>(3) 破産、民事再生手続、会社更生の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき</p> <p>(4) 自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭、業務妨害行為などの行為をしたとき</p> <p>(5) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力 (以下「暴力団等」という) であることが判明したとき</p> <p>(6) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき</p> <p>(7) 所在不明、または 1 カ月以上にわたり連絡不能となったとき</p> <p>(8) 甲に提出・送信した、乙に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき</p> <p>(9) 本約款または個別契約に違反したとき</p> <p>(10) その他前各号に準ずる事態が発生し、甲が止むを得ないと判断したとき</p> <p>2.甲が前項に基づき個別契約を解除したことにより、乙もしくはその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものといたします。</p>	<p>第 9 条 (甲による解除)</p> <p>乙に次に定める事由が生じた場合、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに個別契約の一部または全てを解除できるものといたします。</p> <p>(1) 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき</p> <p>(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき</p> <p>(3) 破産、民事再生手続、会社更生の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき</p> <p>(4) 自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、<u>破壊行為</u>、詐術、脅迫的言辭、<u>誹謗、中傷、名誉毀損</u>、業務妨害行為などの行為をしたとき</p> <p>(5) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力 (以下「暴力団等」という) であることが判明したとき</p> <p>(6) 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき</p> <p>(7) 所在不明、または 1 カ月以上にわたり連絡不能となったとき</p> <p>(8) 甲に提出・送信した、乙に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき</p> <p><u>(9) 第8条に掲げる行為について、禁止行為を行った者若しくは助長、教唆した者、または予告や告知などにより禁止行為のおそれがあると甲が合理的に判断したとき</u></p> <p>(10) 本約款または個別契約に違反したとき</p> <p>(11) その他前各号に準ずる事態が発生し、甲が止むを得ないと判断したとき</p> <p>2.甲が前項に基づき個別契約を解除したことにより、乙もしくはその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものといたします。<u>甲は研修料金の返還を行わず、乙との新たな個別契約の締結を拒否できるものとします。また、乙は個別契約の解除により直ちに受講または利用資格を喪失するものとします。</u></p>
5		<u>第 8 条を第 9 条とし、以降第 1 0 条から第 2 6 条まで 1 条ずつ繰り下げる。</u>
6	<p>第13条 (保証の否認および提供の中止)</p> <p>(5) 乙は、甲がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。</p>	<p>第14条 (保証の否認および提供の中止)</p> <p>(5) 乙は、甲がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものと<u>します。</u></p>
7	<p>第 24 条 (契約終了時の効力)</p> <p>個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 8 条 (甲による解除)、第 9 条 (損害賠償)、第10条 (権利義務の譲渡禁止)、第 14 条 (秘密情報の定義)、第15条 (秘密保持)、第 16 条 (研修講師の個人情報取扱い)、第 17 条 (個人情報等の定義)、第18条 (個人情報等の取り扱い)、第19条 (立入検査)、第20条 (知的財産権の帰属)、第21条 (準拠法)、第 22 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。</p>	<p>第 25 条 (契約終了時の効力)</p> <p>個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 8 条 (<u>禁止事項</u>)、第 9 条 (甲による解除)、第 10 条 (損害賠償)、第 11 条 (権利義務の譲渡禁止)、第 15 条 (秘密情報の定義)、第 16 条 (秘密保持)、第 17 条 (研修講師の個人情報取扱い)、第 18 条 (個人情報等の定義)、第 19 条 (個人情報等の取り扱い)、第 20 条 (立入検査)、第 21 条 (知的財産権の帰属)、第 22 条 (準拠法)、第 23 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします</p>
8	<p>第 25 条 (適用期日)</p> <p>本約款は、2021年4月19日以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>	<p>第 26 条 (適用期日)</p> <p>本約款は、<u>2025年8月1日</u>以降に個別契約が成立した利用者に適用いたします。</p>